

令和2年度 第2回 上里町都市計画審議会 会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時：令和3年3月25日（木） 午前9時から

(2) 場所：上里町役場4階 大会議室

2 出席した委員の氏名

条例第3条第1項 第1号委員	条例第3条第1項 第2号委員	条例第3条第2項 第1号委員	条例第3条第2項 第2号委員
伊藤 裕	猪岡 壽		上野 文一
坂本 茂	黛 浩之		鈴木 光雄
木村 芳雄	新井 實		
並木 孝之	高橋 仁		
	納谷 克俊		
	沓澤 幸子		

3 欠席した委員の氏名

条例第3条第1項 第1号委員	条例第3条第1項 第2号委員	条例第3条第2項 第1号委員	条例第3条第2項 第2号委員
	高橋 正行	飯塚 雅彦	
		浪江 美穂	

4 議題等及び公開又は非公開の別

(1) 議題

議案 第1号	児玉地区都市計画地区計画の変更について (上里スマートインターチェンジ周辺地区)	公開
議案 第2号	上里町マスタープランの一部改定の一部改定について	公開

(2) 報告事項

(1)	上里町立地適正化計画の進捗状況について	公開
-----	---------------------	----

5 傍聴者数

1名

6 賛否の数（議長を除く）

議案第1号	11名中 賛成 11名
議案第2号	11名中 賛成 11名

7 事務局

4名

職名	氏名
課長	相馬 伸太郎
課長補佐	飯島 博
係長	坂本 隆志
主任	松本 敦志

8 問合せ先

上里町 まち整備課 都市計画係

〒369-0392

埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518 番地

電話：0495-35-1227

[午前9時00分 開会]

会議事項	顛末
1 開会 ○事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第2回上里町都市計画審議会を開会します。</p> <p>皆様には、ご多用のところお集まりいただき、厚く御礼申し上げます。</p>
2 あいさつ ○事務局	<p>初めに、上里町都市計画審議会、並木会長からご挨拶をいただきたいと思います。</p>
○会長	<p>※並木会長、あいさつ</p>
○事務局	<p>ありがとうございました。続きまして、山下町長からご挨拶をいただきたいと思います。</p>
○町長	<p>※山下町長、あいさつ</p>
3 諮問 ○事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第3「諮問」に移ります。上里町都市計画審議会条例第2条により、山下町長より都市計画審議会に諮問がございます。山下町長、よろしくお願ひします。</p>
○町長	<p>※山下町長から並木会長へ「諮問書」を渡す。</p>
○事務局	<p>ありがとうございました。なお、山下町長におかれましては、公務のため、ここで退席をさせていただきます。</p> <p>※山下町長退席</p>
○事務局	<p>これより先の進行については、上里町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、並木会長にお願いしたいと思います。</p>
○議長	<p>それでは、上里町都市計画審議会条例の規定により、議長を務めさせていただきます。審議に当たっては、慎重かつスムーズに進められるようにご協力お願ひします。</p>

<p>4 委員の出席 状況報告</p> <p>○議長</p> <p>○事務局</p> <p>○議長</p>	<p>初めに、次第4「委員の出席状況の報告について」、報告をお願いします。</p> <p>本日は、3名の委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、15名の委員中12名の出席となります。</p> <p>したがいまして、上里町都市計画審議会条例第6条第2項の規定による「委員の2分の1以上の定足数」に達していますので、本日の会議は成立しますことをご報告します。</p> <p>事務局からご報告がありましたとおり、本日の会議は成立です。</p>
<p>5 会議録署名 委員の指名</p> <p>○議長</p>	<p>次に、次第5「会議録の署名委員の指名」ですが、上里町都市計画審議会運営に関する規則第5条第2項の規定により、私から指名をさせていただきます。本日の会議の会議録署名委員は、木村芳雄委員と猪岡壽委員のお二人にお願いしたいと思います。</p> <p>会議録署名委員のお二人には、後日、事務局が会議録を持参しますので、確認の上、ご署名をお願いします。</p>
<p>6 傍聴者の入室</p> <p>○議長</p> <p>○事務局</p> <p>○議長</p>	<p>続きまして、次第6「傍聴者の入室」に移ります。</p> <p>本日の審議会の案件は、お手元の案件一覧にありますように、議事2件と報告事項1件となります。</p> <p>本日は、「上里町都市計画審議会の会議の公開に関する要綱」第2条に規定されている「上里町情報公開条例第7条」の非公開事項に該当していないため、本日の会議は「公開」するものとします。傍聴希望者の入室を認めることとします。</p> <p>本日の会議の傍聴を希望する者は1人です。ただいまから入室してよろしいでしょうか。</p> <p>入室を許可します。</p>

	<p>※傍聴者入室</p>
<p>7 議事</p>	<p>【議事】 議案第1号 児玉 都市計画 地区計画の変更について (上里スマートインターチェンジ周辺地区 地区計画)</p>
<p>○議長</p>	<p>それでは、次第7「議事」に移ります。 「議案第1号 児玉 都市計画 地区計画の変更について」を審議します。案件内容を事務局より説明願います。</p>
<p>○事務局</p>	<p>それでは、「議案第1号 児玉 都市計画 地区計画の変更について」、ご説明を申し上げます。</p> <p>※説明</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>○議長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言をお願いします。</p> <p>※質疑なし</p>
<p>○議長</p>	<p>質疑がないようですので、採決を行いたいと思います。 「議案第1号 児玉 都市計画 地区計画の変更について」を原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>※賛成者挙手</p>
<p>○議長</p>	<p>全会一致により議案第1号について、原案のとおり可決しました。</p> <p>【議事】 議案第2号 上里町都市計画マスタープランの一部改定について</p>
<p>○議長</p>	<p>つづきまして、「議案第2号 上里町都市計画マスタープランの一部改正について」を審議します。案件内容を事務局より説明願</p>

○事務局	<p>います。</p> <p>それでは、「議案第2号 上里町都市計画マスタープランの一部改正について」、ご説明を申し上げます。</p> <p>※説明</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
○議長	<p>これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言をお願いします。</p>
○坂本委員	<p>構想道路の沿道に神保原小学校があるので、生徒たちの安全確保について町の考えを教えてください。</p>
○事務局	<p>現道の状況ですが、幅員が一定ではなく、車両の通行がしにくい道路となっております。国道17号バイパスの完成後は、今よりも車両の流入が増えることが想定されます。</p> <p>構想道路の整備により、歩車道分離やセンターラインの設置等が図られますので、安全性は今よりも高まると思います。</p>
○坂本委員	<p>私の見解だが、町民3,000人に実施しているアンケートを見たところ、町が求めている意見をアンケートによって導くような内容だったと思います。町民の意見は、町の発展のためにしっかりと聴いてほしいです。これは質問ではなく、意見として扱っていただきたい。</p>
○新井委員	<p>国道17号から国道17号バイパスまでの構想道路の延長は約600mとのことだが、神保原駅から国道17号までは県道なので、構想道路の600mも県道としていただくことはできませんか。</p>
○事務局	<p>構想道路は、都市計画マスタープランにおいて、神保原駅周辺を活性化するための道路として位置づけております。整備の目的が町の発展のためとなりますが、県との相談にあたり、貴重なご意見としてお伺いします。</p>
○納谷委員	<p>1年ほど前の別の会議のことだが、計画策定段階から町民の意見を取り入れるという町の発言があったにもかかわらず、アンケ</p>

<p>○事務局</p>	<p>ートが町民の意見を誘導するような内容となっており、全く進め方が異なります。計画策定段階から町民の意見を聴いておらず、コンセプトありきで進めているように感じます。総合振興計画を見ても、高等学校誘致について記載がなく、今回の都市計画マスタープランの改定も微調整というレベルではなく、大きな変更だと思えます。</p> <p>構想道路についても機が熟しているとは思えず、町の考えどおりに進めるために、全てを動かしているのではないかと思います。構想道路は、総合振興計画への記載や、町長の公約になく、計画の方向転換の裏付けも説明がありませんが、本当に町民の意見を吸い上げていると言えるものなのですか。</p> <p>今回の都市計画マスタープラン改定の目的は、神保原駅を中心とした整備の中で、具体化してきた北口のアクセス性を高める道路整備を計画に位置づけるものとなっており、その計画を基に今後、町が具体的に検討していくこととなります。</p> <p>また、本日お配りした「神保原駅北口周辺の整備方針（案）」はあくまでも整備方針であり、令和3年度以降に具体的な検討に入ります。</p> <p>「神保原駅北口周辺の整備方針（案）」は、令和2年9月に発足した「神保原町地区駅北まちづくり事業発起人会」の中で、「まず、町がどのようなまちづくりを考えているかを示してもらわないと意見が言えない」という意見があったため、町の考え方をまとめた資料を作成したものです。したがって、町民の意見を誘導するためのものではなく、町の方針についてどう思いますか、という問いかけをしたものです。現在、この案に対する意見をいただいている段階であり、町民の意見を誘導しているわけではないということをご理解ください。</p>
<p>○沓澤委員</p>	<p>全国的に郊外の土地区画整理事業で大型スーパーを誘致し、そのことが原因となって中心部が空洞化しているという問題があります。この後に議論する立地適正化計画で都市機能を中心部に集めようとしている中で、まちづくりの根本を考えると、大きな道路で利便性を確保するという考え方はどうなのか。</p> <p>まず、町民の意見を聴いて進めると言っていたのに、先ほどの説明によると、まずは町の意見を示すのが先だと言っているようで、順番が逆転しています。なぜまちづくりを考えなければいけないのか、何を優先して整備すべきかについて、町の将来や財</p>

<p>○事務局</p>	<p>源を考えて議論する必要があると思います。</p> <p>構想道路の機運が熟したということだが、町民はまだ何も提示されていない状態で、機が熟したとは言えないと思います。</p> <p>構想道路は、神保原駅周辺を中心拠点にアクセスする幹線道路としてまちづくりに寄与するものであります。また、緊急輸送道路である国道 17 号バイパスと接続することにより、防災面でも寄与するものであり、令和元年の台風 19 号の際も、避難所として神保原小学校、公民館が開設されましたが、アクセス性の確保が重要であると考えております。</p> <p>地元の方のご意見については、現在、実施しているアンケートにてお伺いしたいと考えております。</p> <p>構想道路の必要性については、資料の 39 頁をご覧ください。構想道路は 2 箇所あり、現計画にも記載されている中心拠点である神保原駅南と上里 SIC を結ぶ道路と、今回お示ししている中心拠点と国道 17 号バイパスを結ぶ道路です。</p> <p>神保原駅北の中心拠点のまちづくりが動き始めたこともあり、機運が高まったと考えております。</p>
<p>○猪岡委員</p>	<p>構想道路については賛成だが、条件があります。駅の北側は幅員が狭い道路が多く、特に中山道と停車場線の交差点付近は交通量が多く、非常に危ないため、そのような問題が解決されないうちに構想道路が出来てしまうと、危険性が増すと思います。神保原駅北の開発をしっかりと実施してからでないと混乱をきたすため、先に従来からある危険性が高い道路を整備してほしいです。</p>
<p>○事務局</p>	<p>神保原駅の北側を整備するきっかけの一つがご指摘いただいた箇所のクランクの解消にありました。まずは、そのクランクの解消を目指してまいります。町としても重要だと考えておりますので、引き続き県への働きかけを実施していきます。</p>
<p>○上野委員</p>	<p>構想道路はいい案だと思うが、町は P D C A がなっていない。昨年 6 月に町長が行政区の会合に出席した際、住民から国道 17 号から北について質問があったが、町長から具体案の返答はありませんでした。なぜ昨年 6 月に町長が把握していなかった案が、今出てくるのか疑問です。町は P D C A が運営されておらず、もっと計画的に進めてほしいと思います。</p>

○事務局	<p>昨年6月の時点で町長に構想道路の考えがなかったとのことですが、構想道路は町長の案ではなく、町の案として提案しているものです。町が検討した結果、今回の位置づけに至ったことをご理解いただければと思います。</p>
○議長	<p>ここで整理しますが、大きく意見が2つ出ておりまして、1つ目は構想道路に対する機運が高まっていないのではないかというもの、2つ目は町の運営についてのものです。</p> <p>ここで、都市計画審議会の委員に課せられた役割を確認したいと思います。資料の1頁をご覧ください。都市計画マスタープランは総合振興計画を受けて定めるものとされており、総合振興計画は町の議会を経て策定されております。このあたりを整理した上で、再度議論に移りたいと思います。</p>
○伊藤委員	<p>構想道路ができるのはいいことだと思いますが、計画だけで終わらないようにしていただきたい。今回とは別の話だが、杭打ちが終わって住民の賛同も得たのに、整備が完了しないまま約20年経過した現在も進んでいない場所があります。計画を立てるときには、財源の確保や整備時期の目安などを整理してから進めてほしいと思います。通学路の問題もあり、絵にかいた餅では賛成も反対も意見が言えないので、こうすればできそうだという目途を教えてください。</p>
○事務局	<p>構想道路に対する財源は、アクセス道路やリバーサイドロード同様、国の交付金を考えています。整備時期によって制度の要件が変わってくるので、整備段階にならないと詳しいことは言えませんが、現制度の中で整備するとしたら、国道17号バイパスと町の中心拠点を繋げることを目的として、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する支援を利用して整備したいと考えております。</p>
○納谷委員	<p>先ほど会長から総合振興計画が都市計画マスタープランの上位計画にあるとの話がありましたが、今回の構想道路は総合振興計画に記載がなく、根拠が示されていません。ちゃんとしたプロセスを踏んでいないので、思いつきだと思われかねない。構想道路よりも先に計画すべき道路計画や都市計画の変更があると思いますが、なぜそれを差し置いて構想道路なのですか。</p>

○事務局	<p>構想道路以外の都市計画道路の見直しについては、現在、県と協議を続けております。現在、古新田四ツ谷線の一部廃止について協議しており、今後も検討を続けていきます。</p> <p>今回の一部改定は、神保原駅北東通り線などの道路整備について記載するものです。整備を具体的に検討するためには、都市計画マスタープランへの位置づけが必要であり、そのための改定となります。</p> <p>総合振興計画との関係についてですが、総合振興計画の中に「本町の都市核である神保原駅周辺の都市機能の向上を図る」とあります。都市計画マスタープランは総合振興計画を具体化させるものですので、この方針に基づいて都市計画マスタープランを策定する考えでおります。</p>
○高橋仁委員	<p>国道 17 号バイパスの整備が見えてきたことでの今回の改定なので、柔軟に対応していくのは仕方ないと思います。国道 17 号バイパスに関連して、手つかずの部分は町が整備する予定で予算化されるはずだったが、その時に計画がなかったために今まで来てしまったこともあり、今になってようやく道路整備の話が出てきており、出来るところから手を付けることも大切だと思います。国の交付金など、現実味が出ているようでよかったです。</p>
○議長	<p>皆様、他にご意見はございませんでしょうか。質疑がないようですので、採決を行いたいと思います。</p> <p>「議案第 2 号 上里町都市計画マスタープランの一部改定について」を原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>※賛成者挙手</p>
○議長	<p>全会一致により議案第 2 号について、原案のとおり可決しました。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議については終了です。ご審議いただいた事項につきましては、速やかに町長に答申させていただきます。活発な議論ありがとうございました。</p> <p>※休憩</p>
8 報告事項	<p>【報告事項】</p> <p>(1) 上里町立地適正化計画の進捗状況について</p>

○議長	<p>続きまして、次第8「報告事項」に移ります。</p> <p>「上里町立地適正化計画の進捗状況について」、事務局より報告をお願いします。</p>
○事務局	<p>それでは、「上里町立地適正化計画の進捗状況について」、ご報告をさせていただきます。</p> <p>※説明</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
○議長	<p>ただいまの報告事項について、委員の皆様からご意見やご質問などございますか。質疑のある方は、順次発言をお願いします。</p>
○沓澤委員	<p>概要版の4頁の「5. 誘導施設」はどれも重要な問題だと思います。その中で、子育て支援機能の子育て施設の「子育て世代包括支援センター、保育所（町立）」は適当だと思いますが、教育施設には、本来は、「小学校、中学校」が該当するものだと思います。</p> <p>立地適正化計画は、現在、上里町に住んでいる人たちが将来、安心して住み続けられるまちを目指していく計画だと思います。</p> <p>上里町は、全国、県平均よりも出生率が低く、出生率を高めていく必要があり、なかなかそこが伸びないで苦労している中で、子どもたちが減っていく将来を見据えたときに、どの地域からも安心して利用できる「小学校、中学校」は、すごく身近な問題だと思います。「高等学校、大学、専門学校」というのは、上里町のような小さな町が独自に考えるレベルではないと思います。</p> <p>子どもたちの数が全国的に減り、公立や私立の学校が淘汰されていくことを考えると、新たにこれを掲げるよりも、そういった観点に切り替えるべきではないかと思っています。</p>
○事務局	<p>誘導施設の子育て支援機能の中に、教育施設として、「高等学校、大学、専門学校等」を位置づけている理由についてご説明します。</p> <p>「小学校、中学校」は、公共施設の部類に入りますが、関連計画であります「上里町公共施設再配置・維持保全計画」の方針の中では、町内の公立の小・中学校については、各地域にあるべき施設という位置づけとなっております。今後、人口減少により、統廃合も検討されていく可能性もございますが、現時点においては、既存</p>

	<p>の立地を維持する方針であるため、今回、立地適正化計画でも誘導施設には位置づけてはおりません。</p> <p>高等学校、大学、専門学校等を誘導施設として位置づけることについては、こちらは教育の振興になりますので、教育施設としては相応しいものであると考えます。さらに、広域的に人を呼び込み、町の賑わいをもたらすことが期待できる施設でもあります。立地適正化計画においては、拠点性が高く、人を集めることができる施設や、現時点で具体的な計画がある施設を誘導施設に設定することになりますので、町としては、高等学校、大学、専門学校等を誘導施設に位置づけを行いました。</p> <p>また、駅周辺にこのような教育施設が立地された場合は、今後、子育て世代が居住地を選ぶ際の重要な条件の一つである「子育て支援機能の充実」につながり、転入者の増加という面においても期待は大きいと考えております。</p>
○事務局	<p>説明を補足させていただきます。「小・中学校が誘導施設として望ましいのではないかと」のご意見についてですが、現在は各地域に小・中学校があることが望ましいという関連計画の方針に基づいて、あえて誘導施設には位置づけていません。ただし、今後、コンパクトなまちづくりを進めていく上で、人口が徐々に減少していく中で、小・中学校を誘導施設として位置づける必要があると判断された場合は、5年ごとに見直しをかけていく中で、追加されることもあると考えております。</p> <p>それと、高等学校、大学、専門学校等を教育施設として誘導施設に位置づけておりますが、こちらは都市計画マスタープランの中でも、神保原駅周辺の魅力づくりに努めていく必要があるということで、その一環として、効率的に人を呼び込み、町の賑わいを生み出すことが期待される施設として、このような施設が望ましいのではないかとということで、今回、誘導施設に位置づけています。</p>
○沓澤委員	<p>私は、小学校を統廃合して、そこに学校を持ってきた方がいいという考えは持っておりません。町の公共施設等総合管理計画に基づいて、当面、20年位の計画の中では、各地域のあらゆる公共施設が学校を拠点に集約される形が望ましいと思っています。</p> <p>私が述べたのは、国が示す立地適正化計画というのが、そこに住む人たち、新たにどこかから誘致するのではなくて、ここに住んでいる人たちが将来に渡って、住みやすく、安心して暮らせるまちを目指すための計画が基礎になっているので、小学校や中学</p>

	<p>校が入るのではないかとという一般論です。</p> <p>上里町の計画は、地域の小学校、中学校が配置されることが望ましいと思いますけど、呼び込み側ではなくて、と私は申し上げたかったので、ここに高等学校、大学、専門学校等というのが共有されることがいかなものかと疑問があります。</p> <p>上里町だけが転入を呼び込めばいいということではなくて、全国に課せられた立地適正化計画であるので、このようなことを掲げて大学誘致ができるなどありえないことだと思いますし、特に公立高校であればいいのですが、民間等は民民の関係ですから、独自努力が必要だと思いますので、具体的な転入の希望が呼び込める可能性があるから入れたというのでは、違うのではないかと思います。</p>
○議長	ご意見ということで承ってよろしいでしょうか。
○沓澤委員	修正です。
○事務局	<p>立地適正化計画で誘導施設に位置づけたものについては、国から誘導の状況について確認がございます。そういった中で、一般論、小・中学校ということでありましたが、この20年間で現実的に公立の小・中学校が誘導できるかの判断としては難しいと考えます。今後、人口が減少していけば、統廃合の中で都市機能誘導区域の中で公立の小・中学校の誘導を検討することもあり得るかもしれませんが、現時点では、この20年間の中では難しいということで今回は位置づけを行わないという判断をしました。</p>
○沓澤委員	<p>今の答えはわかっています。それは私も賛成です。一回目に小・中学校を言ったのは一般論。一般論として、ここに住む人が住み続けられるという、国の立地適正化計画に基づく考え方なので、上里町は小・中学校をここに入れる必要はないと私も思います。けれども、国から誘導の状況について追及されるのであれば、ここに高等学校、大学、専門学校等を入れること自体、私はどうなのか疑問です。</p>
○議長	町が誘致施設として高等学校や大学、専門学校等を出すのは相応しくないというように聞こえましたが、よろしいでしょうか。
○沓澤委員	そうです。私の考えは、高等学校等で補助金があったりして造

<p>○事務局</p>	<p>るのであれば別ですが、民間であれば民間の努力で来ることは拒まないと。だけど誘致というのはいかがなものかと思ひます。</p> <p>町は、駅周辺に誘導していきたい施設を設定してはいますが、実際に立地適正化計画に誘導施設として位置づけることで、学校側の方に影響してくるかもしれません。誘導施策については、今後検討していくことにはなりますが、例えば町が全てのお金を出すという考えではないという点だけ、ご理解いただければと思ひます。</p>
<p>○坂本委員</p>	<p>意見ということをお願いしたいのですが、先ほど、教育の部分についてスポットを当てた意見を拝聴させていただいたのですが、専門学校等を誘導するのは良いのでしょうか、実際問題、人口が少なくなるということで、中学校も一つにするのではという話を聞いたことがあります。中学校は、元々一つだったものが二つになっているわけですから、それについては仕方ないと思うのですが、ただ小さい子どもたちが通う小学校については、やはりこの土地に住みたいと考える場合は、若い方は小学校に近いかどうか非常に選定する時に重要だと思ひます。</p> <p>その辺について、大変ではないかと思ひますが、小学校の通学距離を短縮するとか、さらに、保育施設、幼稚園などを誘導することも必要だと思ひます。あと、高齢化してくるので、医療・福祉施設の充実を町として図っていただきたいです。自分の老後も安心できるということも必要ではないかと思ひます。</p> <p>2頁の「町の現状」で、上里町の一番の魅力は土地代が安いことだと思ひます。人口はそんなに減らないと思ひていたのですが、将来の見通しを見るとこんなに人口が減るのかと驚きました。</p> <p>参考として、町としての取組みについてお聞かせいただければと思ひます。</p>
<p>○議長</p>	<p>小学校は地域に分散しているほうが良いとの意見と、人口減少への意見です。</p>
<p>○事務局</p>	<p>人口の推移についてですが多くの市町村で、すでに人口減少が始まっております。素案の8頁にありますとおり、町は2010年に一度人口が減っていますが、その後少し持ち直して、それ以降は、緩やかな減少傾向となっています。他の市町村と比べても減少率は緩やかと言えますが、この状況も安心してはならず、2065年の町の人口は17,000人になると推計されています。その状況を</p>

	<p>見据えて、町としても早めに対策を考えていかなければならないため、立地適正化計画の策定を進めている次第です。</p> <p>概要版の4頁の図は、最新の状況に更新したものですが、ここ1年足らずの間に、すでに廃業してしまっている施設や、最近になって更地になってしまった施設もごぞいます。そうした状況を考えると、今後、誘導施設や生活サービス施設を維持していくことは大変なことであり、店等を維持していくためには人を呼び込み、利用する方を増やす必要があります。</p> <p>具体的な施策については、立地適正化計画は都市計画マスタープランの高度化版として、より具体的な対策等を行う位置づけとなっており、施策については、素案に記載していますが、例えば、居住誘導区域に居住を誘導するために、空き家対策と連携した住宅支援制度の検討や、その中で居住誘導区域内については加算措置を設けるなど、より効果的な施策について検討・実施していくこととなります。また、社会情勢や都市計画に関する制度の変化にも注視しながら、時代に合った施策を検討していきたいと考えております。</p>
○鈴木委員	<p>概要版の3頁「4. 誘導区域」で、用途地域と誘導区域の関係について伺いたいのですが、まず、3頁の青色の居住誘導区域外で住居系の用途地域が指定されている場所がありますか。</p> <p>それから、4頁「5. 誘導施設」の図では、青色の「居住誘導区域」が塗られていませんが、誘導区域となる赤色の部分（都市機能誘導区域）の外側の居住誘導区域にも「誘導施設」は必要であると思います。誘導区域外に地域包括支援センターや診療所などがありますが、誘導区域から除外しているのは、立地適正化計画を作るときの国の基準があるのでしょうか。それとも町としてそう考えているのでしょうか。</p>
○事務局	<p>まず、居住誘導区域外の住宅系の用途地域についてですが、概要版の3頁の図の赤い外枠の線が用途地域となります。用途地域には住居系、工業系等があり、日産化学やキヤノンなどの工場が立地している工業系の用途が指定されている地域は居住誘導区域からは除外しています。それ以外の用途地域では、神保原地域の一部、七本木地域の一部については、浸水想定区域等の災害リスクの検証や、道路等の地形地物から検討した結果、居住誘導区域からは除外しております。</p> <p>災害リスクは、浸水想定区域と消防活動困難区域（6m幅員の</p>

<p>○納谷委員</p>	<p>道路から 140m以上離れている区域) について検証しました。除外した地域の中には幅員 4 m未満の道路も多く、総合的に判断した結果、居住誘導区域から除外することになりました。こちらは前回の審議会でも説明させていただいたところであります。</p> <p>それから都市機能誘導区域外の誘導施設については、立地適正化計画では都市機能の全てを一か所に集めるといった計画ではありません。まず、拠点となる都市機能誘導区域の利便性を高め、都市機能誘導区域外に立地している既存施設については、強制的に誘導するというのではなく、将来、移転の機会等があればそのタイミングで都市機能誘導区域内に移転を検討してもらいたいというものであります。</p> <p>高等学校等を誘導施設の中に掲げるという町の考えですが、他の整備方針等がある中で、事業をやっていくための根拠づくりにしたいだろうな、ということが気になりました。前回欠席しているので、何とも言い難いところではありますが、神保原駅北部分の誘導区域には、浸水想定区域や幅員が 4 mの道路がかなりあります。そういうところは、本来解消して、住みやすく、住民の安全安心を守るべきなのかなと思います。</p> <p>私が見る限り、誘致ありきなんだろうなと。それが一点でありまして、商業施設が更地になった所もあれば、そういったところに誘致をして、外から人を呼んでということだったのですが、そもそも、人を呼び込むといっても実際呼び込むのは中・高校生と、そこで働く教職員だけでの話ですよ。朝来てそのまま帰る。この説明がね、今説明していただいたようなための呼び込みではない。イメージ的には活気づくような気がするが活気づいているのは、朝と夕方など限られた時間帯だけなので、理由付けも苦しい。相当上からやりたいことを理由付けするために、無理に無理を重ねて町がやっているのかもしれませんが、やっても無理なものは無理と私は感じます。</p>
<p>○事務局</p>	<p>神保原駅北の浸水想定区域等の対策については、前回の資料から変更した箇所がありまして、素案の 31 頁をご覧ください。現在の町のハザードマップでも使用している浸水想定区域(想定最大)の浸水深のデータは、浸水深が 0~0.5m、0.5~3m、3~5mという区分となっています。その場合、0.5~3mの浸水深の範囲が広く、浸水の深さが 50cm なのかそれとも 3mに近いのかによって、その対応が大きく変わってきます。そこで、河川管理者である国・</p>

<p>○事務局</p>	<p>県から新たにデータを取得して、0.5m～3mの浸水深の区分を0.5m～1.0m、1.0m～2.0m、2.0m～3.0mという区分により細かく分けました。そのデータを基に、さらに詳細な分析を行い、地区ごとに必要な安全対策について、来年度の「防災指針」の中で検討していきたいと考えております。</p> <p>誘導施設の件について、説明させていただきます。今現在、高等学校の移転計画があるのでどうしてもその部分が目立ってしまうように思います。教育施設として、高等学校、大学、専門学校等として入れさせていただいているのは、この施設が誘導されることによって昼間人口である、生徒、また教員の方が集まる施設として町は考えております。今回の立地適正化計画の中で、誘導施設はそれだけでなく、他にも様々な施設も定めており、それらの施設を誘導することで、町に人口の増加、集積、人を集めるような仕組みを検討したいと考えているのでご理解いただきたいと思っております。</p>
<p>○納谷委員</p>	<p>おっしゃることよくわかります。データの部分は、浸水想定区域のことを話させていただいたのですが、4m未満の狭隘道路が多いということで、消防活動困難区域は6m道路から約140m以上ということですが、特に神保原北については、非常に4m未満道路が多いんです。その中で、駅前通りや、本庄道路からくる道路を整備していこうという中で、広い道路を作る、ここに大きい施設を誘致する、じゃあ、その他のまちづくりはどうするんだ、大きな所だけが見えて、本当に皆さんが住みよいまちはどうなんだという視点が見えないんですよね。皆さん、非常に苦しい立場だと思いますよ。そうだよなって心の中で思っていると思いますけど、そういうところで、ちょっと無理があるんじゃないかなと。例えば学校の誘致は、多くの人が望むのであればいいかもしれないけど、ここに造る必要はないわけじゃないですか。本来、町で誘致するのだったら、大型商業施設の跡地が民地であるならば、民間でやることなのに、何で町が先に介入して、誘導していこうとしているのか。正当化しかないじゃないですか。正当化してないように見えるんですよね。町で応援するってそういうことじゃないと思うんですよね。もっと言えば、我々に発表していない取り交わしがあるから、無理にこうやって載せているんじゃないかなと思うわけですよ。これはまた別の機会にやりますけどね。非常に無理があるんですよね。前回の誘導施設について、教育は、公益的な集客</p>

<p>○議長</p> <p>9 その他</p> <p>○事務局</p> <p>10 閉会</p> <p>○事務局</p> <p>○新井会長職務 代理者</p>	<p>性がある高等教育や専門性の高い教育の施設である、確かにこれならわかりますよね。高等教育や大学や大学以上の専門学校等の話になってくると。実際に補助金があるかもしれないですけど。</p> <p>ちなみに高校は高等教育専門学校ではない。どこまでも平行線を辿っていくから、町の中ではそういう意見が強いですよ。高校を呼ぶことに反対される方はあまりいませんが、どうなのということで、あまり無理はしない方がいいということです。</p> <p>ご意見として承ります。</p> <p>他に質疑がないようですので、本件について終了します。</p> <p>以上で本日の日程は全て終了しました。これで議長の役を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>並木会長、ありがとうございました。</p> <p>事務局から事務連絡をさせていただきます。</p> <p>次回の審議会につきましては令和3年6月を予定しております。日程など詳細が決まりましたら、事務局からご案内をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>今日は、長時間にわたりご審議を賜りまして誠にありがとうございました。</p> <p>最後に、閉会を新井会長職務代理者をお願いします。</p> <p>※新井会長職務代理者から閉会</p>
---	--

[午後 12 時 10 分閉会]